三重県土地家屋調査士会鈴鹿支部規則

(名称)

第 1 条 三重県土地家屋調査士会会則(以下「会則」という。)第 67 条の規定により、津地方法務局管轄区域内に置く支部の名称は、三重県土地家屋調査士会鈴鹿支部(以下「支部」という。)とする。

(目的)

第 2 条 支部は、会則第 68 条に定める事務、会則第 86 条に定める研修及び支部の目的達成のための必要な事業を行う。

(事務所の所在)

第 3 条 支部は、事務所を津地方法務局鈴鹿出張所管轄区域内に置く。

(支部会員名簿)

第 4 条 支部は、入会届の写し又は会員名簿の写しを編綴して支部会員名簿を備えなければならない。

第 5 条 支部の調査士会員は、調査士会員名簿の登録事項に、法人会員は、定款又は法人会員名簿の記載事項に、変更を生じた日から 14 日以内にその旨を支部長に報告しなければならない。

第 6 条 支部長は、前条の報告を受けたときは、支部会員名簿に所要の事項を記載しなければならない。

(支部役員)

第 7 条 支部は、会則第 69 条で定められた支部長のほか、次の支部役員を置くことができる。

副支部長　　1 人
幹　　事　　3 人以内
監　　事　　1 人

(支部役員の選任)

第 8 条 副支部長、会計及び監事は支部総会において支部会員の中から選任する。

2 幹事は、支部会員の中から支部長が委嘱する。

(支部役員の任期)

第 9 条 会則第 32 条の規定は、支部役員に準用する。

(支部役員の職務権限及び義務)

第 10 条 支部長は、支部を代表して支部の業務を行う。

2 副支部長は、支部長を補佐して支部の業務を行い、支部長が欠員のとき、又は支部長に事故があるときは、あらかじめ支部役員会の定めるところにより支部長の職務を代理する。

3 会計は、経理に関する業務を行う。

4 幹事は、支部長及び副支部長を補佐して支部の業務を分掌する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

① 支部の会計に関する監査

② 支部長、副支部長及び幹事の業務執行状況の監査

6 会則第 29 条第 5 項及び第 6 項の規定は、支部役員に準用する。

(支部役員会)

第 11 条 支部長は、支部の業務執行上必要あると認めるときは、支部役員会を招集することができる。

(支部総会と招集)

第 12 条 支部総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。

2 支部長は、毎年 1 回定時総会を招集しなければならない。

3 支部長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。

4 支部長は、支部会員の 3 分の 2 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、支部総会招集の請求があったときは、1 ケ月以内に支部総会を招集しなければならない。

5 前項の請求があった後 3 週間以内に支部総会の通知が発せられなかったときは、前項の請求者が支部総会を招集することができる。

6 支部長は、定時総会を開催することができないような災害その他、やむを得ない事情がある場合には、支部役員の同意を得て、定時総会に代え、書面による決議を求めることができる。

7 支部長は、定時総会を開催することができないような災害その他、やむを得ない事情で、個人会員の過半数の申し出がある場合は、定時総会に代え、書面による決議をしなければならない。
8 前項の書面による決議を求めるときは、支部長は書面の回答期日の２週間前に個人会員に対してその通知を発しなければならない。
9 前項の通知には、書面の回答期日、決議を求める事項を記載しなければならない。
10 第 12 条第 7 項の請求があった後３週間以内に定時総会に代え、書面による決議の通知が発せられなかったときは、同項の請求者が定時総会に代え、書面による決議を求めることができる。
(支部総会の決議事項)
第 13 条 次に掲げる事項は、支部総会の決議を経なければならない。
① 予算及び決算に関する事項
② 支部規則の制定及び変更に関する事項
③ 支部役員の選任及び解任に関する事項
④ その他支部運営に必要な事項
(議決権等)
第 14 条 会則第 43 条より第 47 条までの規定は、支部総会に準用する。但し、この場合において会員とあるは、支部の会員と読み替えるものとする。
(顧問、相談役)
第 15 条 支部長は、支部総会にはかって、支部の顧問及び相談役を置くことができる。
2 支部長は、顧問及び相談役に対し、支部の運営に関する事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。
3 顧問及び相談役の任期は、支部長の任期と同一とする。
(支部の経費)
第 16 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日とする。
第 17 条 支部の経費は、会則別紙第 1 第 6 号の規定による交付金及び寄付金その他の収入をもって支弁する。
第 18 条 支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常にその収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。
第 19 条 支部長は、毎会計年度の予算案を作成して、支部総会に提出しなければならない。
2 支部長は、毎会計年度終了後 1 ケ月以内に、当該年度の収入及び支出に関する決算報告書を監事に提出し、次に開かれる支部総会に報告して、その承認を受けなければならない。
第 20 条 支部役員の旅費、弁償等は、支部役員会の定めるところによる。
第 21 条 この支部規則において定めないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。

附 則
1 この支部規則は、会則第 71 条第 2 項の規定により、三重県土地家屋調査士会の会長の承認を得た日より施行する。
2 改正前の支部規則は、この支部規則変更の承認の日よりこれを廃止する。
令和 2 年 4 月 30 日施行
令和 4 年 4 月 25 日支部規則変更承認